

公益社団法人日本植物学会役員・委員報酬規程

(目的)

第 1 条 本規程は、公益社団法人日本植物学会の役員・委員の報酬について、定款第 25 条及び細則第 23 条に基づき定める。

(有給とするものの範囲)

第 2 条 この法人の役員・委員のうち、業務執行理事、会計補佐委員および JPR 編集委員については、有給とすることができる。それ以外の役員・委員については、無給とする。

(報酬)

第 3 条 業務執行理事報酬は、年額 9 万円とする。会計補佐委員報酬は年額 3 万円とする。JPR 編集委員報酬規定については別に定める。

(規程の改正)

第 4 条 本規程を改正するには代議員会の決議を得なければならない。

附則 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附則 この規程は、平成 24 年 9 月 14 日から施行する。

附則 この規程は、平成 25 年 3 月 2 日から施行する。

附則 この規程は、平成 25 年 9 月 12 日から施行する。

公益社団法人日本植物学会 J P R 編集委員報酬規程

(目的)

第 1 条 本規程は、公益社団法人日本植物学会の刊行する学術雑誌 Journal of Plant Research (以下、JPR という) の編集委員の報酬について、細則第 23 条に基づき定める。

(報酬)

第 2 条 JPR 編集委員報酬は、年額 9 万円とする。

(規程の改正)

第 3 条 本規程を改正するには、理事会の決議を得なければならない。

附則 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附則 この規程は、平成 24 年 9 月 14 日から施行する。

附則 この規程は、平成 26 年 7 月 26 日から施行する。